

若越郷土研究

34の3

日本近代の「信教自由」の

歴史的 성격

―越前真宗地帯の事例から―

三上 一夫

一、課 題

明治維新政権成立後、「神仏判然令」による神仏分離政策の行き過ぎが「廃仏毀釈」を誘発して、明治三年（一八七〇）から翌四年にかけて絶頂に達し、仏教側には大々的な打撃を蒙ったことは周知のとおりである。この点、三年三月の「宜シク治教ヲ明ラカニシテ惟神ノ大道ヲ宣布スベシ」とする「大教宣布の詔」からも明白なとおり、神道国教化政策を推進することにより、天皇制絶対主義国家の基盤を形成させるためのイデオロギー的支柱の構

築を意味するものであった。

ついで翌五年三月、従来の神祇省に代って設置された教部省のもとで、神道・仏教はじめ宗教界を動員して、統一的・組織的な国民教化の方向を打ち出した。そして同省の教導職の手で、「三条の教則」を基軸とする教化方針を末端に徹底させようとしたことが、とりわけ真宗地帯の寺院僧侶・門徒層から大々的な反発を招く結果となる。

その具体的な事象として、管見するところでは明治五・六年を中心に全国で計一〇件の「護法一揆」がみられ、そのうち最も激しく高揚したのが、六年三月の「越前護法大一揆」である。この歴史的 성격については、多面的な分析を必要とするが、少くとも純粋な「護法」的側面からすれば、僧侶の説法を教則三条の枠内に厳しく拘束するなどの明治政権の宗教・教化政策に真っ向から反発したわけで、究極のところ「政教分離」「信教自由」の確保を懸念にめざしたものと考えたい。

云うまでもなく「信教自由」成立の前提条件は、明治十年代の自由民権運動高揚期の種々の私草憲法にもみられるとおり、要は、個

人の尊厳性にもとづく「人権としての信仰の自由」が保障されねばならないわけである。

そこで本稿では、越前の真宗地帯の具体的な動向に視点をすえ、本願寺の教部省体制批判・大教院離脱運動から「信教自由の口達」さらに自由民権運動期の私草憲法の「信教自由論」に照明を当て、明治前期における「信教自由」の実践的課題の歴史的 성격の一端を明らかにしたい。

二、越前護法大一揆の寺院の動向

明治六年三月敦賀県（現・福井県）大野・今立・坂井三郡下で「越前護法大一揆」が生起し、実に三万人以上の出動をみたが、真宗地帯での「護法」的要因を直接的契機とする点で、明治初年に全国的に高揚する一般の農民一揆とは、その歴史的性質を異にする。その点、明治政権の教部省体制のもとで、「敬神愛国」「天理人道」「皇上奉戴・朝旨遵守」の「三条の教則」を基本とする教化方針を、教導職の手で末端に徹底させようとしたことが、真宗寺院僧侶・門徒層から激しい反発をうけたわけである。

三上 日本近代の「信教自由」の歴史的 성격 ―越前真宗地帯の事例から―

大決起の発端は、今立郡定友村唯宝寺（真宗本願寺派）出身の教導職石丸八郎が、同年一月郷里に帰省したさいの、いわゆる「石丸発言」が、真宗寺院にとっては死活の問題と大きな波紋を呼ぶ。そして、こうした情報隣接の大野郡に流入し、まず、同郡下で三月五日から八日にかけて大一揆の高揚をみるにいたる。

ついで今立郡下の一揆が、三月十一日小坂村（現、鯖江市河和田町）の戸長富田重右衛門宅の打ちこわしから始まる。さらに、近隣の助生田村の副戸長輔田治郎左衛門宅が破毀されるが、翌十二日になると真つ先に、教導職にかかわるとみなされた寺院が攻撃の矢面に立たされる。しかも、一揆勢の主導的役割を担うのが、同郡下の真宗寺院住職であることに注目したい。

そのときの具体的な事情を、西袋村本浄寺住職浅倉敬真・小坂村明正寺住職靈鞍大武の口述書から知ることができる。つまり、同日早朝、多数の村民が「罷出ザル者ハ焼払、罷出ザル寺ハ耶蘇ナリ」と呼ばわりながら明正寺に集結し、まず浅倉が「松成村満願寺・落井

村正立寺等ハ此程ヨリ耶蘇ノ聞ヘ之アリ候ニ付、今般集り候ハ幸ノ儀ニ付一同ニテ応対致スベキ」と説き、「川和田河内同行中」としるした「六字ノ名号」の旗をふりかざし、浅倉・靈鞍はじめ長善寺・善祐寺・西法寺等の住職が先頭に立って、落井村正立寺をめざして出動した。

要は、教導職関係寺院を「耶蘇ノ寺」ときめつけるが、正立寺では「耶蘇ノ徒杯ニテハ一切之ナシ」の証拠として、「日々ノ事留置候手帳」を一揆勢に読んで聞かせ、「決テ耶蘇ノ徒ニ之ナキ候間、寺破却等ハ免シ呉候様相頼ミ、自ラ旗押立テ大勢ノ中へ加ハリ申候、之ニヨリ一同始テ疑惑ヲ解キ、聊乱暴ノ所業致サズ、即刻引き去リ（後略）」、つづいて松成村満願寺（壊毀）・中新庄村妙順寺（焼亡）・定友村唯宝寺（焼亡）・大滝村円成寺（破毀）などの諸寺院に対して、徹底した打ちこわしをかけたのである。

ついで一揆勢全般としては、東庄境村の豪農蒲五八郎（区長）、野岡村の古川木戸兵衛（副戸長）らを「耶蘇ノ徒」ときめつけて攻撃を加え、さらに粟田部村に屯集、同村切つ

ての豪農・酒造家木津群平（区長）はじめ紙商飯田上祐（戸長）・海産物商木津次平・砂糖商法幸治郎三郎の居宅等を破毀している。

しかし、浅倉・靈鞍はじめ今立郡下の真宗寺院僧侶は、教導職関係寺院への攻撃を終えるのと、「粟田部ヨリ大勢ノ中ヲ脱レ出テ帰寺」している。そして、翌十三日には一切出動しない点からみて、純粹な「護法」的立場によることが判明する。このさい、真宗寺院住職がしばしば「耶蘇」の語を用いたのは、「耶蘇」や「耶蘇」の教義そのものを問題とするよりは、むしろ「護法」的な側面から、絶対に「反対すべきもの」とか「好ましからざるもの」という、まさしく「法敵」視する激しい嫌悪感の表現とみなすべきであろう。

しかも、門徒農民層の支持・同調を得るためにも、かねて農民の間に「夜叉悪鬼ノ襲来スル如クニ思フ」ほどに忌避感をそそる「耶蘇」の語を用いて、ことさらに喧伝したものと考えた。かの「石丸発言」にからんで、「彼（注・石丸）ハ耶蘇ヲ勸ムルナリ」ときめつけたのも、教部省の教化政策こそ、いわゆる「信教自由」を真つ向から否定するものであり、

第1表 越前護法大一揆出動の今立郡下寺院僧侶の受刑調〔明治6年(1873)〕

No.	僧侶名	寺院名	村名	刑罰	備考
1	浅倉敬真	本浄寺	西袋	禁錮100日	
2	霊鞍大式	明正寺	小坂	〃 90日	
3	智量	関泉寺	戸谷	贖罪金3円	
4	菅原了知	了慶寺	粟田部	〃	
5	藤井智行	円正寺	〃	〃	
6	甘庶日怡	感応寺	〃	〃	日蓮宗
7	中嶋真讓	粟正寺	〃	〃	天台宗
8	上野実寿	浄長寺	樋口	〃	
9	海信	安楽寺	吉谷	〃	
10	斎藤大信	道場	南井	〃	
11	深川晃巖	親縁寺	大野	〃	
12	智堂	千年寺	〃	〃	
13	浮橋円心	浄法寺	橋立	〃	
14	中山了雲	^(明) 妙光寺	西庄境	〃	
15	藤善教我	^(顯) 元教寺	野岡	〃	
16	光山善数	妙巖寺	中戸ノ口	〃	
17	佐々木信順	称名寺	別司	〃	
18	惠遠	西法寺	別司	〃	
19	阿部円昇	道場	小坂	〃	
20	法専	徳正寺	筋生田	〃	
21	藤井知信	道場	片山	〃	
22	藤井周諦	〃	〃	〃	
23	玉崎照海	〃	西袋	〃	
24	藤本智道	〃	〃	〃	
25	斎藤尽涯	〃	寺中	〃	
26	上野海底	〃	〃	〃	
27	浅倉明了	善祐寺	上知河内	〃	
28	伊東瑞真	善休寺	杉尾	〃	
29	洗心	道場	中印	〃	
30	泰信	〃	別印	〃	
31	佐々木信空	高善寺	水間坂下	〃	
32	智鳳	端政寺	月尾坂下	〃	
33	藤森智門	正立寺、道場	粟田部	2.50円	
34	了暁	^(明) 妙光寺	西庄境	〃	

注：1) No.1・2は、『諸県口書』(明治6年)〔法務省法務図書館所蔵〕、No.3～34は、『越前国大野郡暴動一件書類完』〔 〃 〃 〕による。

2) 記載Noは史料記載の順序による。

3) No.6感応寺(日蓮宗)・No.7粟正寺(天台宗)のほかは、浄土真宗にかかわる寺院・道場である。

真宗寺院はもとより真宗教団全体にかかわる死活の問題との危機意識に徹したことによるといわねばならない。

今立郡下の寺院僧侶で県から処罰されたものは、第1表にみるとおり計三四名で、浅倉敏真の禁錮一〇〇日、靈鞍大式の禁錮九〇日のはかは、贖罪金三円が一率に課せられている。これは、同郡下の一揆勢の該当者五三名の六割を占めるところから、他の大野・坂井両郡下に比べて、真宗寺院僧侶の主導性がひときわ鮮明に認められる。

三、本願寺の教部省体制批判

教部省の教化指導体制に対して、仏教諸派のなかで最も批判的なのは浄土真宗であった。とくに、本願寺派の指導的な僧侶島地黙雷は、明治五年一月からヨーロッパ諸国を視察したさい、同年十二月パリから明治政府に、教部省下の宗教行政を厳しく追及する「三条教則批判建白書」を提出した。そのなかで、第一条「敬神愛国ノ旨ヲ体スベキ事」の敬神愛国につき、「所謂敬神トハ教也、愛国トハ政也。」

点及び傍注は筆者による。以下同じ)として、次のとおり鋭く批判する。

所謂敬神トハ本邦一州二局ルノ神ナルカ、将万国普造ノ神ナルカ、臣未タ其ノ会意ヲ詳ニセス。請フ、両ラ其塞ル所ヲ啓セン。若シ本邦一州二局ルノ神ナルトキハ、天地・日月本邦二局テ、敢テ他州ニ関スヘカラス

是古時猶太宗ノ偏頗ナルスラ、猶云ハサル所也。方今本邦開化日ニ進ム、奚ソ復此説ヲ持セン。若万国普造ノ神ナルトキハ、西洋ノ所謂「ゴット」、或ハ「ゼユー」ナル者ト同シテ、其説ノ詳ナル、其教ノ巧ナル、其ノ人ヲ得ルノ大ナル、奚ソ耶蘇ノ右ニ出ルコトヲ得ン。只ニ右ニ出ルコトヲ得ナルノミナラス、他日耶蘇ヲ導クノ先驅トナラシム。 (中略) 若夫レ天神・地祇、水火・草木、所謂八百万神ヲ敬セシムトセハ、是欧州児童モ猶賤笑スル所ニシテ、草荒・未開、是ヨリ甚シキ者ハアラス。 (後略)

こうして、彼はまず「敬神」の概念規定の不明確さを追及し、ついで、教部省の「政教一致」の教化政策の矛盾点を堂々指摘したのである。さらに、第二条の「天理人道」、第三条の「皇

上奉戴・朝旨遵守」についても、論理整然と厳しい反論を試みる。そして「曩ニ欧州新聞ヲ得、曰ク、近来日本ノ開化刮目驚歎スルニ堪タリ。何ソ思ハン、此頃政府新ニ彼此ヲ採合シ、更ニ一宗ヲ造製シ、以テ之ヲ人民ニ強ユ、顛倒ノ甚シキト云フヘシト。 (後略)」と、彼が外遊中に得た欧州新聞によるわが教部省の教化政策の論評まで掲げて、「政教分離」の必要かつ重要性を力説した。要は黙雷として、教部省の「三条の教則」による国民教化政策に対して真つ向から反発したものといえよう。

なお、彼は訪欧中に、「欧州政教見聞」(明治五年七月)と題する意見書を全権大使に差し出したが、その冒頭で「教也者何ゾ、人ヲ導キ政ヲ裨クルニアリ。夫只人ヲ導ク、未タ曾テ人ヲ治ムル者ニ非ズ。而シテ政ヲ裨ク、コレ政ヲ行フニハ非ザル也。」と、「政教一致」の問題点を指摘している。つまり「政ヲ裨クル」ことと「政ヲ行フ」こと、「人ヲ導ク」ことと「人ヲ治ムル」こととは峻別すべきであり、宗教はあくまで人を導くことにより政治を裨けるもので、これを政治を行うこと

と混同するのは、「信教自由」の基本を侵害する結果になることを真剣に訴えたにほかならない。

四、本願寺の大教院離脱運動

明治六年七月帰国した黙雷は、教部省の教化政策を一手に担う大教院体制に反対して、本願寺の離脱運動を強力に推し進めた。大教院は当初、東京麴町の旧紀州藩邸が用いられたが、同年二月芝の増上寺に移転する。同院では神祭を大本としたので、本堂から阿弥陀仏を撤去し、内陣の中央に天御中主神・高御産靈神・神産靈神・天照大神を奉祀し、「注連」を張り神鏡を置いて祭壇を設け、山門の前に大鳥居をたてるなど、奇異な景観を呈したといわれる^③。

ついで、各府県の大寺院を選んで中教院とし、全国無数の寺院・神社の小教院を統轄して、「三条の教則」を基本とする教化、布教体制をとったのであるが、黙雷は「大教院分離建白書」のなかで、教化活動の大きな問題点を次のとおり指摘する^④。

凡教法ノ区別アル、固リ妄ニ混合スヘカラ

三上 日本近代の「信教自由」の歴史的性格 — 越前真宗地帯の事例から —

ス。而之ヲ一所一時ニ会説セシムル、民不惑ハ疑ヲ懐ク、論ヲ待タサル也。況ヤ大中小ハ一物ノ本枝也。大教院已ニ四神ヲ祭ラハ、中教院モ亦爾セサルコトヲ得ス。大中已ニ然レハ、小教院モ亦爾ラサルヲ得ス。果シテ然ラハ、現今ノ神社仏閣ヲ以テ小教院トスト云ハ、一時暫用ノ徒名ニシテ、其實ハ他日今ノ神社仏閣ヲ廢シテ不殘四神ヲ合祭スル者ニ改ルコト、猶今日大教院ノ仏寺ヲ變シテ神祠トナスカ如クナラン。若小教院ナル者ハ從來社寺ノ体裁ヲ以テ可ナリトシ、独リ大中教院ノミ四神ヲ祭ル者トセハ、是レ条理ヲ履サルノ甚シキ、猿頭蛇尾ノ怪鳥教院也。苟モ大中小其条理ヲ正フセントセハ、大ヲ以テ小ヲ準センカ、小ヲ以テ大ヲ準センカ、此ノ二ノ外異途アルコトナシ。然而所謂大ハ一也、新創スル所也。小ハ数十万也、固有スル所也。奚ソ一ノ新創スル者ノ為ニ数十万ノ固有ヲ改ムルコトヲセンヤ。(後略)

以上のように、末端町村の無数の寺院(小教院)が、大教院体制の下で質的に変容せざるを得なくなることは明白だとし、しかもこの点、「且夫神仏判然ハ皇政維新ノ詔裁也、誰カ之ヲ遵奉セザラン。然ルニ今神官・僧侶ヲシテ同ク神殿ニ説教セシムル者ハ、知ラズ混淆ノ古ニ復スト云ン歟。若祭祀ノ式ダニ用ヒバ神前ニ仏教ヲ説クモ妨ナシトセバ、知ラズ是何等ノ神ゾ。仏ヲ忌ムノ神ナルヤ、仏ヲ喜ブノ神ナルヤ、亦之ヲ問ハザルヲ得ズ」と強調し、こうした現実の神仏混淆自体が、明治元年三月の「神仏分離令」(太政官布告一九六号)にいたく矛盾するものときめつけている。

そして黙雷は、真宗四派を連ねて大教院離脱の猛運動を進めた結果、明治八年(一八七五)四月、ついに脱退が実現した。そのため諸宗教あげての国民教化という教部省の構想も、とりわけ真宗側の大反発にあった恰好で、わずか三年余でくずれ去り、翌五月大教院は解散する。さらに、教部省自体もついに十年一月、廃止を余儀なくされたのである。

このさい注目されるのは、黙雷が訪欧中、教部省体制を厳しく批判したのち、六年七月帰国したときは、すでに「越前護法大一揆」が終っていたことで、それだけに越前の真宗

寺院僧侶・門徒層の大決起の顛末をはっきり承知したものと考へねばならない。

とりわけ、前述の今立郡下の寺院住職がこぞ出て出動し、門徒層を主導するような真宗地域の「護法」連帯に徹した動向こそ、黙雷に對して今度はあくまで、中央の本願寺の立場から言論に訴えて、教部省―大教院体制の矛盾点に真つ向からいどむ決意を抱かせたものとみなすことができよう。

五、「信教自由の口達」の歴史的性質

実は、八年五月大教院が解散して間もなく、同年十一月政府から本願寺に對して、「信教自由の口達」が出される。この点、かねての島地黙雷を先頭に押し立てた本願寺側の強い要請に應えたものであることはいうまでもない。

そのなかで次の通り説諭する。

抑政府ヨリ神仏各宗共信教ノ自由ヲ保護シテ、之ヲ暢達セシムル以上ハ、乃又之ヲシテ行政上ノ裨益ナルモ妨害タラシメス、以テ保護ノ終始ヲ完全スル、是レ政府ノ教法家ニ對スル所以ニシテ、而シテ其教法家ハ

信教ノ自由ヲ得テ行政上ノ保護ヲ受クル以上ハ、能ク朝旨ノ所在ヲ認メ普ニ政治ノ妨害トナラサルニ注意スルノミナラス、務テ此人民ヲ善誘シ、治化ヲ翼賛スルニ至ルヘキ、是レ政法家ノ政府ニ報スル所以ノ義務ト謂フヘシ。

この文面からは、完全な「信教の自由」の保障規定として読みとることはできない。その内容には「政治ノ妨害」にならないようにとの厳しい制約が課せられる。しかも「教法家」の「政府ニ報スル」義務まで要求するとは、明らかに「信教の自由」の政治的拘束を示すものといわねばならない。

島地黙雷が力説する「凡ソ人タル者ハ各自固有ノ權利ヲ保守シ、不羈自立ノ特操ヲ養存シ、他ヲ害スルコトナク、我レ善好ノ事ト目セバ、之ヲ行フニ他ノ压制ヲ受クベカラズ、他人モ決シテ之ヲ妨グベキ權利ナシ。曾子云ハズヤ、自ラ反シテ直キ則ハ、千万人トイヘドモ我往ント。是真ニ自主自由ノ極致ナリ。

(中略) 学問固ヨリ之ヲ主トスレバ、教導モ亦然ラザルヲ得ズ。殊ニ教情ハ人ノ信仰ニ一任スル者ナリ。宗旨ハ官ノ左右スベキ者ニ非

ズ(後略)」の文面からもわかるとおり、彼自身としても「信教自由の口達」を完全な「信教自由」の保障として受容したとは考えられない。しかしその後は、この「口達」の拘束の壁を突き破り、如何なる法律によつても規制されない「人權」の域にまで高める必要性を訴える言辞を呈することはなかつた。

ところで、前年一月の板垣退助らの「民選議院建立の建白」を契機に、新聞・雑誌での自由民権の論調が次第に高まり、政府の「有司専制」への批判・攻撃がはげしくなつた。そのため八年六月、政府は新聞紙条例・讒謗律を制定して言論抑圧の拳に出るといふ政治社会情勢に着目せねばならない。したがつて、その後間もなく提示された「信教自由の口達」の歴史的性質は自ずから明白で、その「完全な自由」の保障を勝ち得るためには、ようやく緒についた自由民権運動のなかで、その重要課題とする思想・言論・論説の自由、信書秘密の保持などとともに、大きく掲げねばならない筋合いのものである。

このさい、真宗地帯の僧侶・門徒層の立場として、「真の信教自由」の目標達成のため

には、地域の自由民権運動に係り、さらには、その運動の主導性を発揮しようとする真剣な意識をもつことになる。事実、越前明治十年代で高揚する自由民権運動において、真宗寺院僧侶・門徒層が果すべき最も重要な実践的課題こそ、「真の信教自由」であったと考えたい。

六、私草憲法の信教自由論

明治十三年（一八八〇）の国会開設請願運動に引きつづき、かねての政府の憲法制定の企図に対抗して、全国各地で「私草憲法」がつくられた。そのうち越前自由民権運動の展開過程で遅ればせながら作成された『北陸自由新聞』所載の「私草憲法」に着目したい。同憲法の起草こそ、自由民権運動の成果の成文化を意味する以上、そのなかに「国民の権利」の一つとして、「信教の自由」が当然掲げられねばならない。

ところが、同新聞で現在残存する分がはなはだ僅少であるため、諸条文の全容は不明であるが、実は、岡山県の『山陽新報』の十四年七月十日号以降に連載された『私草憲法』

三上 日本近代の「信教自由」の歴史的性格——越前真宗地帯の事例から——

第2表 『山陽新報』『北陸自由新聞』両草案・章名比較

『山陽新報』草案	『北陸自由新聞』草案
第1章 帝 室	（第1章 ?）
第2章 元 老 院	（第2章 上 院）
第3章 国 会 院	（第3章 下 院）
第4章 国民の権利	（第6章 国民の権利）
第5章 行 政	（第4章 行 政）
第6章 司 法	（第5章 ?）
第7章 国 憲 改 正	（第7章 ?）

注：（?）章の掲載分は一切残存しない。

の内容に、第2表のとおり一部章の配列が相違するといえ、きわめて類似するものとみられる。その起草者は、越前切つての民権運動家杉田定一が北陸自由新聞社を創設するさい、大阪から招聘したかつての『山陽新報』の主筆永田一二であったのである。

そこで、現存する『北陸自由新聞』草案の第六章「国民の権利」のなかで、「信教の自由」の条文などは欠落するが、十六年三月三十一日「第六五号」で、第一〇条（拷問の禁止）（第一二条（通信の自由）の各条文及び註釈を掲載するので、これら三条文と『山陽新報』の該当する三条文の双方を配列すれば、第3表のとおりである。

これら両新聞の条文については、ほぼ同じ内容であるが、各条文の註釈を比較すると、『北陸自由新聞』草案の方がはるかに具体的で、欧米の学説を引用するなどきわめて説得的であることがわかる。したがって、他の諸条文の註釈についても、ほぼ同じ傾向を示すものと考えられる。その点永田として、『山陽新報』の私草憲法作成の時期から二年近くの歳月を経ており、彼自身の識見の成長とともに

第3表 『山陽新報』『北陸自由新聞』両草案・条文比較表
(「国民ノ権利」の3条)

第 12 条 日本国民ノ書信ハ犯ス可ラズ 但シ法律ニ対シテ其責ニ任ズベシ	第 11 条 日本国民ハ既往ニ溯ルノ法律ニ依テ罪セラル可ラス 但シ制定ノ法律ニ依テ罪ノ輕減若クハ消滅スベキモノハ其法律ニ従フベシ	第 10 条 日本国民ハ拷問ヲ用テ自カラ其罪ヲ白状セシメラルコト無ルベシ	『山陽新報』草案(第四章)
第 12 条 日本国民ハ通信ノ自由ヲ享有ス	第 11 条 日本国民ハ既往ニ溯ルノ法律ニ依テ罪セラル可ラス 但シ制定ノ法律ニ依テ罪ノ輕減若クハ消滅ス可キ者ハ其法律ニ従フ可シ	第 10 条 日本国民ハ拷問ヲ用キテ自カラ其罪ヲ白状セシメラル可ラス	『北陸自由新聞』草案(第六章)

注：『山陽新報』草案・林茂「最近発見されたる憲法私案」(2・完)、『国家学会雑誌』52の11)、『北陸自由新聞』(明治16年3月31日付) (福井県坂井郡金津町後山、宗石良雄家藏)による。

に、十五年十一月『北陸自由新聞』主筆に就任後、翌十六年三月にかけてしばしば越前各地の政談演説会に弁士として参席し、また、三月十・十一両日の中部日本海広域民権運動の「北陸七州有志懇親会」(於越中高岡)にも参加することにより、真宗地帯の地域住民の自由民権にかかわる強じんな連帯意識を肌

で感得したともみられる。こうした情況のなかで、『山陽新報』に比べ、『北陸自由新聞』草案の註釈面にかなり補強がなされたものと考えたい。

そこで、肝心の「信教の自由」については、『山陽新報』草案の第四章第五条に「日本国民ハ何ノ宗教タルヲ論セズ、各自所信ノ教法ヲ奉スルノ自由ヲ有ス」と規定する。これこそまさしく、「真の信

心ニ侵入シ、以テ宗教ノ自由ヲ檢束セントスルヨリ往々不測ノ災害ヲ醸成セシハ、歴々史乘ニ觀ル所ロニシテ、為政家タル者ノ最モ注意スベキコトナリ、故ニ吾儕ハ今我邦ノ憲法ヲ制定スルニ当テ本条ヲ設ケ、宗教ハ其何宗タルヲ論ゼズ、各自ノ自由ニ任ズルヲ以テ最モ適當ノコトト信ズルナリ

この点、前述の教部省の「政教混淆」の教化政策に真つ向から反対する島地黙雷を先頭に押し立てた本願寺の意向をそのまま代弁するものであった。また「宗教ノ自由ヲ檢束セントスルヨリ往々不測ノ災害ヲ醸成セシハ歴々史乘ニ觀ル所」とは、明治初期に全国各地の真宗地帯で続発した護法一揆を明確に意識したものと考えたい。

『北陸自由新聞』草案にも恐らく、「信教の自由」についてのほぼ同じ条文が掲げられたとみられるが、その註釈では、永田が、さきの教部省体制に反発して「越前護法大一揆」を生起させた真宗地帯の地域性を意識すればするほど、『山陽新報』の分をさらに補強し、具体的でかつ説得的な内容規定を試みたものと推測される。要は、自由民権運動の高揚する

過程では、思想・言論の自由、信書の秘密保持などとともに「信教の自由」が、きわめて重要な実践的課題として日程にのぼる以上、とりわけ真宗地帯の越前を拠点とする『北陸自由新聞』の私草憲法では、『山陽新報』案以上に重視されたものと考えねばならないであらう。

七、総括

明治初年の「越前護法大一揆」の純粹な「護法」的側面からすれば、教部省体制に対する真宗寺院・門徒層の反発は、究極のところ真宗地帯における「信教の自由」の確保を目標とするものであった。そして本願寺の教部省体制批判による大教院離脱運動も、こうした末端の真宗寺院・門徒層のひたむきな要求をふまえて、堂々明治政権に訴え、ついに一応の政治的制約が課せられながらも、「信教自由の口達」を勝ち得たものといえよう。

その後、真宗地帯の寺院・門徒層の立場として、「真の信教自由」の目標達成のため、地域の自由民権運動に連係し、さらに、その運動の主導性を発揮すべく真剣な努力を払うが、

その成果は、私草憲法のなかに見事憲章化することができたものと考えたい。しかし、肝心の「帝国憲法」二八条の規定は、さきの「信教自由の口達」のレベルまでに、著しく後退を余儀なくされるとしても、明治初期からの真宗地帯での「信教自由」にかかわる「下からの近代化」をめざす動向については、大いに注目したいところである。

註

- ① 小著『明治初年真宗門徒大決起の研究』（思文閣出版、昭和六十二年）所収の第1表『明治初年「護法一揆」略年表』（四頁）参照。
- ② 明治十年代の自由民権運動高揚期に、民権派によって起草された私草憲法は、筑前共愛会「大日本国憲法大略見込書」はじめ二〇種類ほどが知られ、自由党系と改進黨系に大別される。とりわけ「国民の権利」にかかわる諸条文では、植木枝盛「日本国憲案」のとおり、法律の留保なしに国民の権利を無制約的に保障したのもかなりみられる点に着目せねばならない。
- ③ 前掲『明治初年真宗門徒大決起の研究』一九〇～二〇一頁、参照。
- ④ 『諸県口書』三一賊盜第八七八号（明治六年）〔法務省法務図書館所蔵〕。
- ⑤ 前掲『明治初年真宗門徒大決起の研究』三九～四〇頁、七五～八九頁。
- ⑥ 前掲『諸県口書』。
- ⑦ 『越前国大野郡暴動一件書類完』（司法省庶務局）〔法務省法務図書館所蔵〕。贖罪金の区分として、竹鎗または棒等の持参者には三円、不持参者には二・二五円とし、また「老少」（七〇歳以上、一五歳未満）の竹鎗または棒等の持参者には一円、不持参者には〇・七五円を課している。したがって、出動者に対する一人当たり三円の贖罪金は、罰金刑のなかでは最も厳しいわけである。
- ⑧ 島地黙雷らの本願寺留學生の一行は、はじめ岩倉使節団に同行する予定であったが、明如の門主就任早々のため間に合わず、渡欧の途についたのは明治五年一月二十七日で、英・仏・独・蘭・瑞西・伊太利・ギリシア・トルコ・エジプトなど巡遊し、翌六年七月十五日、一年半にわたる外遊を終えて帰国した。かれらがヨーロッパ各地の「近代化」の諸相に接し、とりわけ、明治政権の教化政策への徹底した改革を求める必

要性を肌で感じとった意義はきわめて大きいものと考えたい。

⑨ 黙雷の「三条教則批判建白書」はパリで、帰国する由利公正（岩倉使節団に同行）に手渡されて持ち帰られたことが、黙雷の「日記」から判明する（福嶋寛隆「海外教状視察—廃仏状況下の西欧—」（『龍谷大学論集』四一三—五三頁、参照）。

⑩ 『島地黙雷全集』第一卷（本願寺出版協会刊、昭和四十八年）一六—二二頁。

⑪ 前掲『島地黙雷全集』第一卷、一九八頁。黙雷としては、「人ヲ導キ政ヲ裨クル」という条件が充される限り、あらゆる宗教はそれ自体が、国家により保護されることはあつても抑圧されてはならず、そこには「信教自由」が保障されねばならないとの論拠をふまえるものと考えたい。

⑫ 黙雷が、明治五年十二月の「三条教則批判建白書」の提出から八年四月の大教院分離許可の指令が下るまで約二年半の間に出した建白・論文等を集計整理すると、建白建言類一・三・四・書二点・上書一点・上聞一点・論文三四点・書類七点に達するなど、いかに懸命に大教院離

脱運動を試みたかを雄弁に物語る（赤松俊秀・笠原一男編『真宗史概説』（平楽寺書店、昭和三八年））四四九頁。

⑬ 前掲『明治初年真宗門徒大決起の研究』一七頁、参照。

⑭ 前掲『島地黙雷全集』第一卷、三四—三七頁。

⑮ 明治八年一月、分離運動はついに奏功して分離届の内示があり、四月三十日太政官から教部省に、続いて五月二日教部省から神道各宗管長に分離の通牒があり、真宗四派は告諭書を門末に頒布して分離の喜びを頌っている。なお本願寺の大教院脱退の具体的な歴史過程は、『本願寺史』(3)（本願寺史料研究所、昭和四四年）（七九—一〇〇頁）が詳述する。

⑯ 大教院廃止問題につき、『朝野新聞』（明治八年五月九日）（『新聞集成 明治編年史』(2) 明治編年史編さん会、昭和十五年刊）が、「今度大教院が潰れて神仏各宗が別れ／＼になり、勝手自由にならぬ様に仰出されしは結構な事有りませす。（後略）」と報じ、また『東京日々新聞』（明治九年一月六日）（『同史』）が、「明治八年の回顧」欄で、条約改正問題につき、「信仰の自由」に言及し、「信仰ノ自由

ハ昨年間にテ大ダ其ノ境域ヲ補充シタリ。（中略）真宗ノ僧侶ハ最モ銳意シテ、此ノ有名無実ナル協同教院ヲ分離セシメテ望ミタリ、真宗ノ分離論トハ即ハチ是ナリ。日本政府ハ夙ニ此ノ寄合ヒ説教ノ利害ヲ備カニシ、五月二日ノ官令ヲ以テ合併教院ヲ廃止セラレ、（後略）」（印は原文のまま）と論評するなど、世論の強い支持を受けたことも看過できないであろう。

⑰ 奈良本辰也・百瀬明治『明治維新の東本願寺』（河出書房新社、昭和六十二年）は、東本願寺の敵如上人が少くとも三月十二日一揆の報を受けたことを、『日誌』のなかの「越前表之義追々動搖之報在之」の記載から確認できるとしている。さらに上人は、門徒農民の教諭のため同月二十七日京都を出発、福井に下向し翌四月二日帰京した点から、本願寺教団でも当然一揆の顛末を十分承知していたとみなければならぬ。

⑱ 福嶋寛隆「神道国教政策下の真宗—真宗教団の抵抗と体制への再編成—」（『日本史研究』一一五号、昭和四十五年）は、黙雷の政教分離・信教自由論を説き、彼が主導する本願寺の大教院分離運動につき、「真宗が期したところは、教部省下の宗教政策を撤回せしめ、政教分離を

通して「輪翼ノ如キ」政教關係を樹立し、もつて、恰もヨーロッパ諸国におけるキリスト教の如く、自らを建設途上にある日本の近代国家を實質的にその基底で支える宗教たらしめることであつた。」(九六頁)と論述するのが注目をひく。

①⑨ 「分離束縛ヲ論ズ」(前掲『島地黙雷全集』第一卷)。

②⑩ 福嶋寛隆「島地黙雷の教導職制批判について」(宮崎円道博士還暦記念会『真宗史の研究』永田文昌堂、昭和四十一年)で、「原則的には、彼(黙雷)の運動は明治八年十一月の信教自由の口達で終つたとしてよいであろう」(四六七頁)と述べるが、二葉憲香「島地黙雷の教制建議について」(『龍谷史壇』50、昭和三十七年)は、本願寺所蔵の元老院あて「教制建議」(明治八年五月三十日)と題する一紙の文書から、黙雷が大教院分離より進んで、教導職そのものの改革あるいは廃止の主張のみられるのに着目している。要は、政教混淆の性格の目立つ教導職制が依然として続く以上は、「真の信教自由」が保障されるはずはなく、したがって、この「口達」の政治的限界は率直に認めざるを得ない。

三上 日本近代の「信教自由」の歴史的性格——越前真宗地帯の事例から——

②⑪ 土佐の自由民権運動家植木枝盛がその著『北陸紀行』(注、明治十七年四月十五日東京を發し、七月十六日まで約三か月におよぶ北陸地方を中心とした旅行記で、同年八月一日〜十日の『自由新聞』(石川県立図書館所蔵)に連載)の最後の結びで、「北陸一帯仏教の盛んなる危んぞ驚くべきなり」との率直な感想を記している。彼が十七年春北陸各地を訪れて、とりわけ真宗地帯としての地域性にいたく感銘をうけたのを要約したものといえる。この点、北陸地方の自由民権運動の高揚に、真宗寺院僧侶・門徒層が深くかかわっていることを示唆するものとして、大いに着目したいところである。

②⑫ 『北陸自由新聞』の紙面で、明治十六年一月二十四日(二七号)〜同年四月十五日(七七号)の計一九件の残存状況については、池内啓「福井置県その前後」(福井県郷土誌懇談会、昭和五十六年)が詳述する(一八四〜一九〇頁)。

②⑬ 『山陽新報』所載の「私草憲法」については、林茂「最近発見された憲法私案」(1)・(2)、『国家学会雑誌』五二の一、昭和十三年)〔法務省法務図書館所蔵〕参照。

②⑭ 永田一二は、明治十六年五月、『北陸自由新聞』の残存する紙面だけでも、明治十六年三月三日付「演説会広告」(於鯖江市、三月四日)・同

②⑮ 『北陸自由新聞』草案の第六章第一〇条「拷問禁止」の註釈では、「モンテスキュー氏」や「伊大里ノ学士別加利氏」の法理論を引用し、「方今欧米ノ開明諸邦ニ於テハ皆ナ拷問ノ嚴刑ヲ廢止シ復タ其跡ヲ止メス」と結んでいる。また、同章第一二条の「通信の自由」の註釈でも、『山陽新報』草案の分は五行程度であるのに対して、二五行を教え、「米人季拔氏」の所説を掲げ、「世ノ政府ナル者ハ動モスレバ区々タル人意ヲ以テ之レヲ檢束セント欲ス、豈ニ人民先天ノ約束ヲ破リ五倫ノ大道ヲ紊ル者ニ非サル歟」と結論づけるなど、きわめて具体的かつ説得的な点が注目をひく。

②⑯ 永田一二の演説活動につき、『北陸自由新聞』の残存する紙面だけでも、明治十六年三月三日付「演説会広告」(於鯖江市、三月四日)・同

日付「坂井港政談大演説会広告」(於坂井港劇場、三月五日)・三月二十五日付「政談演説会広告」(於泰平座、同月二十六日)・三月三十一日付「政談演説会」記事(於東郷町照恩寺、同月二十九日)・同日付「政談演説会広告」(於丹生郡吉江町西照寺、四月二日)などを見出すことができる。

〔後記〕本稿では、とりわけ福井県史編さん課・福井市史編さん室及び法務省法務図書館・龍谷大学附属図書館所蔵文書・文献の借覧で大変御世話になり深謝する。